



文化財を次世代へ確実に継承するために、修理・整備や防災・防犯対策等への支援を行うとともに、世界文化遺産・日本遺産をはじめ文化財を中心とする観光拠点の整備、並びに文化財等の観光資源としての魅力を向上させる事業を展開し、文化財を活用した観光振興・地域経済の活性化を推進する。

1. 文化財の適切な修理等による継承・活用等

41,554百万円(37,999百万円)

国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。



«国宝東照宮陽明門»
平成30年度に修理完了

2. 文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等 10,787百万円(4,374百万円)

広く国民に対して文化財を公開し、鑑賞するための機会を提供するとともに、無形文化財等の伝承者養成、わざの鍛磨等に対する補助を行う。



«選定保存技術 茅葺»
茅葺技術の研修

3. 文化財を活かした観光戦略推進プラン(一部再掲)

15,551百万円(12,333百万円)

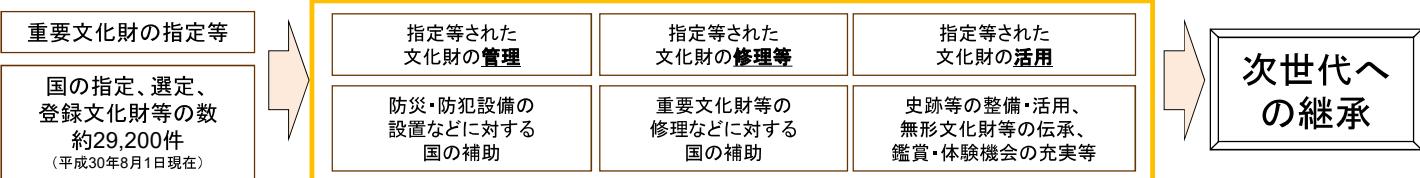
文化財を中心とする観光拠点の整備や、当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を充実し、2020年までの観光立国への推進に大きく寄与。

4. 文化財継承のための基盤の整備(再掲)

29,397百万円(24,578百万円)

文化財継承の危機的状況に対応するため、文化財を支える基盤強化や保存修復等の文化財防衛の取組を進める。

文化財は、わが国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない
国民的財産であり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。



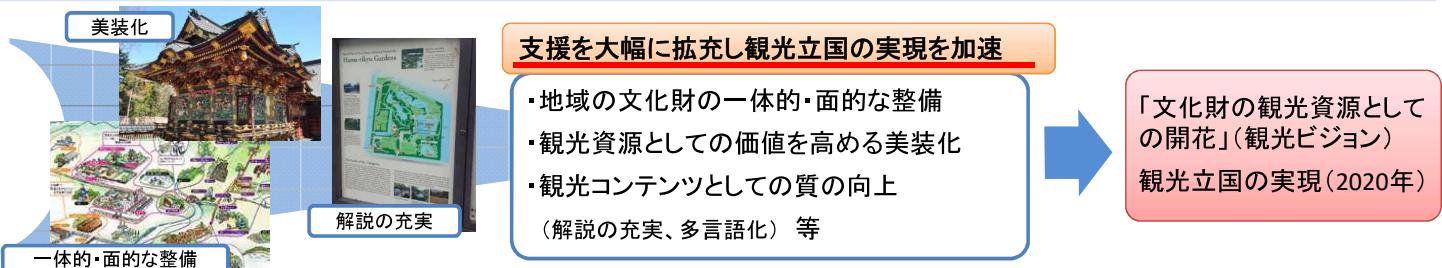
文化財を活かした観光戦略推進プラン

2019年度要求・要望額
(前年度予算額)

15,551百万円
12,333百万円



直前に迫る2020年の観光立国実現に向けて、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づく10事業を実施。



文化財の総合的な活用による観光振興のための10の事業

1. 社会情勢に対応した文化財保護への機動的対応

文化財を核とする観光拠点の整備の加速や新たな修理手法の獲得等、文化財に係る社会情勢の変化等による喫緊の課題の解決に資する事業を支援。

2. 博物館を中心とした文化クラスターの形成

博物館を中心とした文化クラスター(文化集積地区)を形成し、地域の歴史、芸術、自然科学等の資源と創造的活動を結びつけ、新たな付加価値を生み出す事業を支援。

3. 観光拠点形成重点支援事業

文化財保存活用計画等に基づき実施される古民家を含む文化遺産を活用した観光拠点整備事業や、他の地域におけるモデルとなるような優良な取組を重点的に支援。

4. 日本遺産魅力発信推進事業

我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援。

5. 文化遺産総合活用推進事業

地域の文化遺産を活用した特色ある取組や、文化財保存活用地域計画等の策定、世界文化遺産及びユネスコ無形文化遺産の活性化を図るための取組を支援。

6. 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業

国宝・重要文化財(美術工芸品)の外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。

7. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業

重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)の外観、内装(公開部分)を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。

8. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業

まとまって一箇所に伝存する絵画、彫刻、工芸品、古文書等を歴史資料群として価値づけを行い、保存・活用(地元博物館での企画展示やWEBによる公開等)に供する。

9. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

解説板、案内板等の作成、ガイダンス施設の設置等の来訪者目線での修復・復元や、観光客の利便性を高め長時間滞在を可能とする施設・設備の整備を支援。

10. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

出土した埋蔵文化財の積極的・総合的な公開活用のための展示、講演会等の事業や、調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援。

適切な修理周期等による文化財防衛の推進

2019年度要求額
(前年度予算額)

27,826百万円
23,710百万円



文化財に迫る 消滅の危機

未だ国による指定等がされていない文化財が、その価値を見出されないまま失われている。

指定等を受けた文化財も適切な周期による修理を受けることができなければ、その価値が失われてしまう。

災害や故意の毀損、自然環境による劣化により、文化財が大きく損なわれてしまう。

文化財の転売等による散逸・海外流出の危険性が高まっている。

文化財を防衛する施策

文化財の保護に向けた調査 (153百万円)

文化財の消滅等を防ぐため、新たな文化財の指定等に向けた調査等を実施
・地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業
・近代遺跡緊急調査事業 等



適切な周期による文化財の修理・整備等 (23,166百万円)

適切な周期（建造物根本修理：平均150年、美術工芸品
本格修理：平均50年）による修理等を実施
・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
・国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 等



災害や故意の毀損等から文化財を守るための防犯・防災対策 (2,262百万円)

文化財の防火・防犯設備の設置・改修や、耐震化工事等を実施
・防災・耐震対策重点強化事業 等



収蔵庫の整備 (727百万円)

文化財保存活用のための収蔵設備・展示設備等を整備
・重要文化財等保存活用整備事業
・地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 等



散逸・流出の危険性がある文化財の買取り (1,518百万円)

国外流出・散逸等の恐れがある文化財を、国民共通の財産として公開・活用し後世に継承するために購入
・国宝重要文化財等の買上げ

文化財の次世代への確実な継承

文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン

2019年度要求額
(前年度予算額)



重要文化財の修理や重要無形文化財の制作・公演等に必要な用具・原材料・保存技術の後継者確保が深刻な課題



実態把握と着実な支援実施

・実態調査による実態把握
・保存技術の選定等の加速
・伝承者養成等を支援
・国民の理解普及と国内外への発信強化 等

文化財の確実な継承へ

文化財の保存技術や用具・原材料を次世代へ継承するための3つの視点

調査研究・実態把握の加速

1. 実態調査の加速

伝統工芸用具・原材料等について、経産省等との相互協力により、将来の需給のマッチングも見据えて現況調査を進めるとともに、国が選定すべき文化財保存技術全般について、広く現状や課題を把握・整理し、実態を分析。

2. 個々の文化財のレベルでの実態把握

改正文化財保護法に基づき、個々の文化財の保存活用計画策定に対して所有者等を支援。

3. 需要予測(国産良質材)

文化財修理用等の国産良質材の供給確保に向け、文化財の種別、規模及び修理周期等から今後必要となる修理用資材の長期的な需要予測を各地域別に算出。

技の継承や原材料確保等への支援強化

1. 文化財保存技術の伝承

選定保存技術保存団体等の認定枠を拡充するとともに、ふるさと文化財の森設定等を推進。

2. 伝承者研修・多様な担い手の養成

伝承者を志す個人への直接支援を行うとともに、関係省庁等とも連携し、多様な伝承の担い手を養成。

3. 伝承団体の形成促進

技術伝承を促進するため、散在する技術者の組織化を目的とする取組を支援。



国内外への情報発信・PR強化

1. 文化財保存技術の国際発信

選定保存技術記録映像の作成・インターネット発信を行うとともに、海外からの求めに応じて文化財修理技術者を派遣し、適切な技術と用具・原材料を普及。

2. 選定保存技術公開事業の強化

保存団体等が行う現場公開や教育現場への講師派遣等の取組を支援。

3. ユネスコ無形文化遺産への伝統の技の登録推進と登録された無形の文化財の情報発信の強化

「伝統建築工匠の技」の登録を推進するとともに、これまでに登録された無形の文化財の公開等の取組を支援。

概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施。

事業内容

文化財中核観光拠点200か所を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説を整備。



（A R技術を使用した多言語解説）（音声ガイドの多言語解説）



（H Pの多言語解説）

文化財活用・理解促進戦略プログラム2020（抄）
(平成28年4月 文化庁策定)

2020年までの目標

・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説の整備などの取組を1000事業程度実施するとともに、日本遺産をはじめ、文化財を中心とする観光拠点を全国200拠点程度整備

文化財の理解を深め、外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上。

国直轄で多言語化を強力に推進

観光庁・文化庁・環境省の予算連携による解説整備

観光庁予算：3億 文化庁予算：5億 環境省2.5億

観光庁

コンテンツ作成（新規予算）

分かりやすい多言語解説

整備推進委員会

文化庁

先進的・高次元な整備（新規予算）

+案内板等の整備（既存予算）

- ◆ 従来の文化庁事業にあるような単なる案内板やパンフレットの多言語対応とならないよう、訪日外国人旅行者の増加数や満足度をKPIとして設定。
- ◆ 施策の事業効果を検証できる枠組みを設けた上で、第三者の評価も行い、適切なP D C Aサイクルを実現。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律の概要

趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概 要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を設置とする

【第190条第2項】

② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができる

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

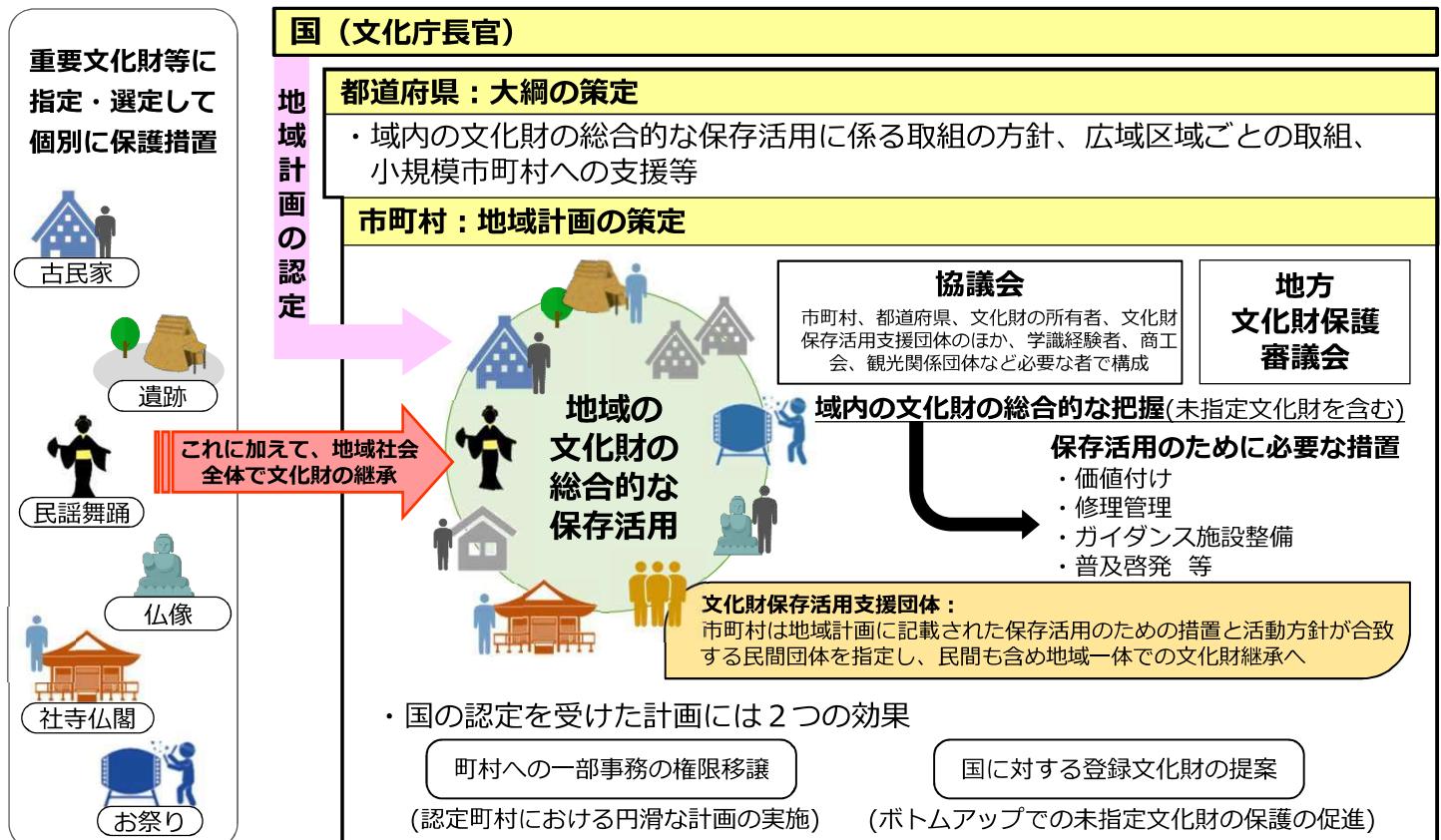
施行期日

平成31年4月1日

文化財保護法改正による新たなスキーム（イメージ）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧〇〇家住宅」
保存活用計画

「〇〇図屏風」
保存活用計画

「〇〇城跡」
保存活用計画

等

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で
保存活用の取組

所有者の取組を
積極的にサポート

地方文化財行政の推進力強化

- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする
- ・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

- 国は、地方公共団体や所有者等が大綱・計画等を作成する際の参考となるよう、基本的な考え方や記載事項等を示した運用の手引きとなる指針を作成する。
- 作成に当たっては、文化審議会文化財分科会企画調査会及び同作業部会（※）において文化財保護行政関係者による実務的見地からの検討を行う。※大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会

＜指針の検討スケジュール（予定）＞

平成30年7月 企画調査会、作業部会の設置

8月～10月 指針（案）の検討

11月 パブリックコメントの実施

12月 指針の決定

平成31年 1月 指針等に関する地方公共団体への説明会（予定）

※日程等については追って連絡

※会議資料は文化庁ホームページにて公開していきますので御参照ください。

ホーム > 政策について > 文化審議会・懇談会等 > 文化財分科会 > 大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunkazai/ozuna_sagyobukai/

平成31年度文化庁概算要求における大綱・地域計画に関する支援

改正文化財保護法に基づく都道府県による文化財保存活用大綱及び市町村による文化財保存活用地域計画の作成と、作成された計画等に基づき実施される取組等に対して支援を行う。
【H31年度要求額 799百万円（H30年度予算額 421百万円）】

＜計画の作成支援＞

○文化遺産総合活用推進事業

（地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援）

：地方公共団体による大綱及び地域計画を作成するための調査研究・体制整備等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や市町村の指定する文化財保存活用支援団体を育成するための研修会等を行う

○「地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」等普及促進事業

：地方公共団体に対して大綱及び地域計画の作成に向けた指導・助言を行う

○地域の文化財を担う専門的職員育成事業

：地方公共団体の専門職員の多数を占める埋蔵文化財専門職員等に対して、地域の文化財を総合的に把握し積極的に活用することのできる知識の習得を図るための研修を実施する

＜作成した計画の推進支援＞

○観光拠点形成重点支援事業（地域計画等活用推進）

：作成した地域計画等に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する施設整備等を支援する

地方財政措置の拡充（平成30年4月から適用）

○保存活用計画に基づく活用事業（ソフト事業）への特別交付税措置

【対象】

- 自治体が自ら実施する事業や所有者等への支援事業に要した経費の一部に対して新たに特別交付税措置
- 従来、建造物・記念物等で作成を推奨してきた保存活用計画に基づく取組も対象
- 対象となるソフト事業の例
 - ▶ **文化財等の公開**（公開の際の安全確保や公開環境整備等を含む）
 - ▶ **情報発信**（HP・映像・SNS・パンフレット・レプリカ・模写模造・VR・AR・デジタルアーカイブ・解説板等の作成管理、周遊ルートの設定及び周辺文化財との一体的な発信、展示解説等のユニバーサルデザイン化等を含む）
 - ▶ **多言語化**（翻訳、ネイティブチェック、ネイティブライターによるコンテンツ作成等を含む）
 - ▶ **普及啓発**（発表会、展覧会、体験教室、ワークショップ、シンポジウムの実施等）
 - ▶ **外部人材の活用**（保存活用計画の推進や魅力発信等を行う専門人材等を含む）
 - ▶ **人材育成**（ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の研修・育成等を含む）

【手続】

- 文化庁が毎年実施する「地方における文化行政の状況について」調査により支出した額を把握（平成30年度は6月に調査票発出、8月8日文化庁提出締切り。今後も毎年調査を実施予定）

○保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担への地方債の適用

【対象】

- 地方公共団体が国指定等文化財の修理等のハード事業を国庫補助を受けて行う場合（※）、地方公共団体の負担分（補助裏）について、元利償還金に対する交付税措置率が従来より高い地方債の活用が可能に（※）文化財の保管施設・ガイダンス施設・トイレ等の便益施設の整備等、史跡・建造物の購入など地方債の起債が可能なハード事業

| | 現行 | → | 新たな措置 |
|------|--------------------------------|---|-------|
| 都道府県 | 公共事業等債 (充当率90%、措置率22.2%) | 一般補助施設整備等事業債 (充当率90%、措置率 30%) | |
| 市町村 | 一般補助施設整備等事業債 (充当率75%、措置率0%) | 一般補助施設整備等事業債 (充当率 90% 、措置率 30%) | |



【手続】

- 各自治体における地方債の起債手続とともに文化財補助金申請書に地方債の充当予定額を記入

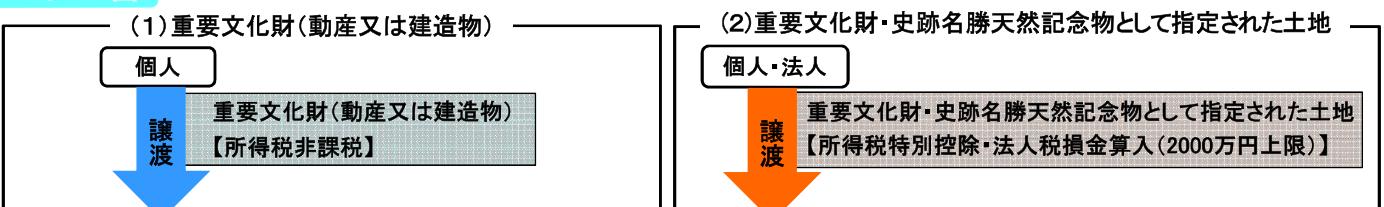
【文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充】

[所得税、法人税]

要望内容

個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加する。（ただし、国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る）

スキーム図



【現行】
国・地方公共団体等



【拡充】 文化財保存活用支援団体※

改正文化財保護法に基づき市町村が指定する文化財の保存・活用に取り組む民間団体
ex)文化財建造物の調査・応急修理・復元・活用・情報発信等に取り組む団体、
古民家を活用した宿泊施設の運営、地域文化体験等を行う団体
など

※ただし、国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る
<参考>文化財保存活用地域計画：市町村が作成する、当該市町村の区域における文化財の保存に関する総合的な計画（改正文化財保護法第183条の3）

- 過疎化や少子高齢化等により、文化財の継承の担い手が減少しつつあり、文化財の次世代への確実な継承が危ぶまれている。また、観光まちづくり等の分野において、文化財の活用の機運が高まっている。
- 市町村が指定する文化財保存活用支援団体に対する文化財の譲渡を促進することで、民間の団体を含めた地域社会がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。

目標・効果

【目標】：文化財保存活用支援団体への重要文化財、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。

【減収見込み額】：31百万円